

建永元年の後白河法皇託宣事件について

白 井 克 憲

はじめに

近年活況を呈している中世前期の公家政治論は、その多くが公卿議定制や訴訟制度、あるいは太政官財政の収取体系などを対象とした制度史的研究である。小稿はそうした研究動向を念頭におきつつ、鎌倉初期公家政権の政治過程を解き明かすための一作業として、建永元年（一二〇六）の後白河法皇託宣事件（以下、「建永元年事件」と略記する）をとりあげ、事件の分析を通じ後鳥羽院政成初期における政局展開の一端を探ろうとするものである。

建永元年事件とは、後鳥羽院政下の元久三年四月（同年は四月二七日に建永と改元）、かつて後白河法皇の近臣であった刑部権大輔源仲国の妻が、故法皇の託宣を蒙ったとして後白河法皇の靈祠創建を要求し、京都政界もその認否をめぐって慎重に対応した結果、託宣は否定され、首唱者である仲国夫妻が摂津国中山寺での籠居に処された事件をいう⁽¹⁾。この建永元年事件に関する専論は管見に入らないものの、最近大隅和雄氏は、中世の人々と、「神憑り」など宗教的なものとの関わりようを具体的に記述した例として注目している⁽²⁾。

一方、政治史的な視角からは、託宣計画の背後で仲国夫妻を操ったのが丹後局高階栄子であったとされる⁽³⁾。関係により、従来丹後局を主題とした論稿のなかで、この事件に言及される場合が多い。それによると建永元年事件は、か

つて後白河法皇の寵女として隠然たる勢威をふるった丹後局が、後鳥羽院政期になると政治的影響力を失ったことの影響として取りあげられている⁹⁾。このような理解の基底には、上横手雅敬氏の指摘するように後白河・後鳥羽兩院政が直接の連続でないこと¹⁰⁾、すなわち丹後局をはじめとする後白河法皇旧側近の、後鳥羽院政下において必ずしも優遇されていなかった情況があり、こうした事情をもって事件発生の政治的背景とみなしているようである。要するに建永元年事件は、後白河派旧勢力の憤懣を露呈させた出来事として把握されているのが現状といつてよいであらう。

しかしながら、この建永元年事件にさきだつて後鳥羽親政時代の建久七年（一一九六）にも、参議藤原公時の家人橋兼仲の妻が、後白河法皇の託宣を蒙つたと称して後白河廟の建立を主張し、結局、首唱者の兼仲夫妻がそれぞれ隠岐・安房兩國に配流されるという¹¹⁾同様の託宣事件が起こっていた（以下、同事件のことを「建久七年事件」と略記する）。この建久七年事件について上横手氏は、やはり丹後局が託宣を認めるよう朝廷に申し出ている事実¹²⁾をふまえ、ときの関白九条兼実の庄迫を受けた後白河法皇旧側近の不滿のあらわれ、と推測する¹³⁾。とすれば建永元年事件と建久七年事件とは、後白河派旧勢力の怨嗟の表面化という共通の側面をもち、しかも同じ後白河法皇の靈祠創建を目的に掲げた、ある面で等質の託宣事件ということになる。

とはいへ兩事件間の類似性から、これらを全く同趣旨の計画として一括処理してしまうことは、果たして妥当であろうか。私は両度の託宣事件を対照させてみたとき、そうした捉え方に次のような点で割りきれぬものが感じられるのである。

(1) 先例が「法」として適用される公家社会において、建久七年時に失敗した画策が、その後わずか一〇年にして繰り返され、しかも再び処罰の対象になったという計画面での無謀性。

(2) 建久七年年事件時の首唱者が遠国への流罪に処されたのにたいし、建永元年事件の際には近国での籠居に留められ

たという量刑面の格差。

こうした問題点は、建永元年事件が建久七年事件の単純な反復でなく、何らかの特殊な政治的事情と深く関わって惹起された事件であったことを予想させるのである。では、その特殊な事情とは何であったか。以下、建永元年事件の経過を分析し、後鳥羽院政成立期の政治情勢のなから事件の真相に迫ることを試みたい。

一 建永元年事件の経過

あらためて建永元年事件の経過について詳述しておこう。元久三年（一二〇六）四月、源仲国の妻^④によって喧伝された後白河託宣をめぐる京都政界の対応は、まず同月二一日、後鳥羽上皇が摂政近衛家実と前太政大臣大炊御門頼実とを御前に召すことよって始まった。次に掲げる史料「A」は、その院御前での会合について家実が書きとめたもので、『三長記』とともに、この事件に関する史料上の初見である。

「A」昨日以^{（鎌倉）}左中弁光親朝臣^{（大炊御門頼実）}今日可^レ参由被^レ仰也、依^レ召参^三御前^一、前太政大臣祇候、後白河院有^三御託宣事^一、其間

事有^二沙汰^一、刑部権大輔仲国妻^レ此七・八年間有^三此事^一、件仲国者後白河院近習者也、可^レ被^レ崇^三神社^一之由也、

其外他事少々相交、此間頗御託宣事少々似^レ有^三符合^一也、可^レ被^レ崇^三神社^一之由此間殊有^三御託宣^一也、此事可^レ有^二議定^一、仍被^レ召^三人々^一、^⑤

これによると仲国妻が後白河法皇の託宣を唱えたのは、すでに七・八年も前からのことであったという^④。また「可^レ被^レ崇^三神社^一之由此間殊有^三御託宣^一也」とあるように、今回の託宣の骨子として後白河廟の建立要求を挙げ、それ以外の内容については「他事少々相交」と記している。この「他事」の具体的内容は、おそらく『三長記』に記される「彼狂女^{（仲国妻）}云、廟尊崇不^レ可^レ劣^三石清水^一云々、依^三御裏好^一如^三田楽・猿楽^一常以可^レ供^三雜芸於廟庭^一云々^⑥」という部分

建永元年の後白河法皇託宣事件について

などに相当するのであろう。さらに、ここで家実が「此間願御託宣事少々似有符合也」と、託宣を肯定的に捉えるかのような書き方をしていることに注意しておきたい。このことは、「此事可有議定、仍被召人々」という記述とあわせ、家実の意向に沿うかたちで議定の実施が決められた経緯を示唆している。

このようにして公卿議定は、同じ四月二一日の晩方になってから院御所でおこなわれた。前掲史料「A」につづく『猪隈閑白記』同日条は、議定の経過を次のように録している。

『B』 晩景内大臣忠経・春宮大夫公繼・中宮大夫公房・堀川大納言兼宗・藤中納言資実・新中納言親経等参入、候公卿座云々、左大弁公定雖有召、申所勞之由不参、以光親被仰此子細、可被崇神社哉否之由被問

之、内府以下各被崇神社之条可宜之由申之、但春宮大夫先有御祈請之後可有沙汰之由計申之、各無別子細、其後人々退出、余退出、下官并前太相国不出居公卿座、候御前也、
(傍線は白井による)

ここから読みとれるように、この院御所議定では内大臣花山院忠経以下、列座の公卿は「神社」建立を要求した託宣に賛同する意見を議奏している。託宣にたいし保留、ないし批判的な態度を示したのは、まず祈請してから託宣の認否を判断すべきである、との慎重な対処を主張した徳大寺公繼ただ一人にすぎない。また、後述するように公卿議定の場自体には加わっていないものの、史料「A」から院御前での内議で託宣に肯定的な意見を具申したと推測される近衛家実、さらに大炊御門頼実も、慈円からその託宣容認の態度を諫める内容の書状をおくられていることから推すと、託宣に支持を与えていたとみてよい。このように公卿の多くは、事件の発生した当初の段階で、託宣を承認しようとする構えをみせていたのである。

では、後鳥羽上皇は託宣問題をめぐってどのような姿勢で臨んでいたのであろうか。おそらく上皇にとって、現政権にたいする批判的な意味あいを言外にほめかした後白河託宣など、建久七年事件時の先例に照らし即座に否認してしまいたいのが本音だったのであろう。ところが、上述のような公卿層の反応にあい、また仲国妻と結託した丹後局

からも託宣を認可するよう要請を受け⁹⁰、上皇自身慎重な対応をもって問題の処理にあたらざるをえなくなった、というのが実情ではなかったか。そこで上皇は、徳大寺公繼の議奏を容れるかたちで、伊勢神宮などの諸社に祈請をおこない⁹¹、また五月一日より出発した熊野詣の際には、みづから熊野権現に真偽の神託を申請する⁹²など、きわめて入念な手続きをとる。

こうした対処を経て、ついに託宣を妖言とする処断のくだされたのは、上皇が熊野から還京した後の五月二〇日、院御所議定の開催から約一カ月後のことであった。専ら後鳥羽上皇の意思より出た⁹³というこの裁定は、『猪隈関白記』建永元年五月二〇日条の「裏書」に、

後白河院御託宣事、於熊野有種々御祈請、而不快也、仍不可有沙汰之由有仰也、刑部権大輔仲国解官被追洛中、妻同之、

とあり、熊野での祈請結果に基づくものであったことが知られる。また、この史料では、仲国夫妻の処罰に関して解官・洛外放逐ということ以外に具体的な説明はないが、『三長記』に「仲国妻女可被遠流之由及議」とみえ、一部では建久七年事件時の量刑を踏襲しようとする動きもあつたらしい。しかし実際の処分は、仲国夫妻を摂津国中山寺での籠居に処し⁹⁴、その子息三名の出仕をとどめる⁹⁵ことで落着いたようである。なお、事件の首謀者と目された丹後局は何ら罪責を問われることなく、「シラケ〜トシテヤミニケリ」という有様であった。ここに、いっとき京都政界を騒がせた建永元年事件は一応の解決をみたのである。

それでは、このように一見明瞭な経過をたどった建永元年事件のもつ意義とは、いったい何だったのであろうか。以下、すでに触れた元久三年四月二一日の院御所議定に関する分析から入っていこう。

二 元久三年四月二一日の院御所議定

最初に前掲史料「B」を参看しつつ、元久三年（一二〇六）四月二一日開催の院御所議定の形式に注目してみたい。まず議定に参仕した公卿の構成には何ら問題がない。ところが傍線部から看取できるように、近衛家実と大炊御門頼実の両名は、公卿の座に着かず、なぜか議事経過を直接把握しうる位置にあつたらしい院御前であつて、上皇とともに議定の一部始終を傍聴している。

このとき家実は摂政、頼実は大政大臣の前官であり、その議定不参加に問題はないとしても、ほんらい議定に携わる立場にない彼らが、何故そうまでして議事に関わろうとしたのであろうか。このように上皇も含めた複数の上位者に傍聴されるという状況下での議定運営が、後鳥羽院政期院御所議定の開催例のうち、他に例をみない特異な形体であつたことを考慮すると、ここで家実・頼実のみせた議定の傍聴行為は、かれらと事件との特別な関わり合いを示唆する事象として留意される。

議定形式の問題はひとまず措くとして、次に議定その他の場で、託宣が政界関係者によつてどのように捉えられていたのかを検討する。すでに指摘したように、院御所議定の審議では、徳大寺公継を除く全公卿が「被_レ崇_三神社_一之条可_レ宜_一」との旨を議奏しており、またその議定を傍聴した家実・頼実も託宣容認の姿勢を示していたことからすると、事件発生時、託宣は政界上層の公卿間で強く支持される傾きをみせていたといつてよい。

ところが同じ頃、後白河託宣の認否について全く正反対の見解をもつ人々がいた。まず、後鳥羽上皇が熊野に参詣していた最中の五月一〇日、慈円と会談した頭弁三条長兼は、託宣問題について「天魔為_レ乱_三天下_一結構也_也」と評している。長兼は、九条兼実・良経の父子二代にわたつて仕えた家司であり、九条家とは極めて近い関係にあつた人物

である。その彼が、当時すでに自明のこととなっていたらしい託宣事件をめぐる丹後局の「結構」を、「天魔所為」として辛辣に非難する⁸⁹。また同じく九条家の家司であった藤原定家も、託宣を不可とする裁定のくだったのち「日聞⁹⁰建武・貞觀之徳政、感涙難⁹¹抑⁹²」と、いたく感動した筆致で日記に書きつけている。さらに慈円に至っては、託宣支持者の頼実⁹³に「諫書」を送りつける（前述⁹⁴）など、託宣の否定に向け最も積極的な働きをみせているのである。

要するに九条家系列の間は、後白河託宣について均しなみに批判的な立場をとっていた。同時期の同一問題をめぐる評価の内容が、九条家系の人々と、家実・頼実や多くの議定参会者との間で、こうも懸隔している事実をどのように理解すればよいのだろうか。

この点を考える手がかりとして、『三長記』建永元年（一二〇六）五月一〇日条にみえる「^{（家実）}執柄御辺与^{（丹後局）}彼女二品一心結構」という部分は注目される。ここで家実の動きを指して「同心結構」と表記されているのは、彼の託宣事件への関わり方が単にそれを肯定した程度ではなく、丹後局と策応することで事件画策に主体的に関与していた状況を窺わせるものである。とすれば、このような託宣問題をめぐる家実・頼実⁹⁵の策動が、かれらによって傍聴⁹⁶されながら進行した議定の場に圧力を与え、参会者の発言を託宣認容の方向に向かわせたとはみられないだろうか。

このように解釈できるとすれば、一見不可解な家実・頼実の議定傍聴行為も次のように解けてくる。すなわち、それは家実らが事件の当事者であったということを意味するものにはかならず、さればこそ院御前での内議で議定の開催を促すとともに、ついでおこなわれた議定でも、その「監視」を通じて公卿に託宣を肯定する⁹⁷意見を議奏させようとしたのではあるまいか⁹⁸。こうした家実らのもくろみはほぼ奏功、その結果として、議定参会者と九条家関係者との間に、託宣の評価をめぐる著しい差異が生じたと考えるのである。公継を除く列席公卿の全員が、建久七年事件時の判例に抛らずに託宣を支持したことは、偶然の一致とみるよりも、意図的に創り出された状況と考える方が

自然なのである。以上の考察から、院御所議定をめぐって存在する(i)家実・頼実による議定の傍聴行為、(ii)議定構成員と、非構成員としての九条家関係者との間にみられる託宣評価の齟齬、という問題点は、事件画策の当事者家実・頼実による何らかの意図に基づくものとみること、ひととまず整合的に理解できらるであろう。

三 建永元年事件画策の背景

ところで、このように近衛家実と大炊御門頼実の両名が、託宣計画に深く関与した動機とは何であったのか。実はこの点に問題の鍵が隠されている。この時期政界から遠ざかっていた丹後局との提携は、家実らにとって政治的意義をとまなうものではない。まして後白河法皇の祭祀を整えることが、かれらの政治的地位を補強するわけでもない。しかも、すでに不遇の境涯に陥っていた丹後局とは対照的に、この時点での家実・頼実は、前述院御前での内議の構成員となったことにも窺えるように、いずれも院政の枢機に参画する立場に置かれていた。このように現状に修整を施す必要性など特に見当たらない彼らにとって、託宣を成功裡に導こうとした狙いとは、いったい何だったのであるうか。

『三長記』に、仲国妻の唱えた後白河託宣の内容について次のような記述がみえる。

故殿頓死、後白川院御所為之由、彼狂女称之、依_レ此言_一及_□云々_〃。

「故殿」とは九条兼実の息男良経のことで、かれは後鳥羽院政開始期の建仁二年（一一〇二）一二月、近衛基通の摂政罷免にもなつて、その後任に補された。ところが建永元年事件の起こる直前の元久三年（一一〇六）三月七日、良経は摂政在任のまま三八歳という壮年で急逝したため、替わつて三月一〇日に近衛家実が摂政となつた。右の史料は、その良経急死を後白河法皇の怨霊の所為とする内容が、「狂女」＝仲国妻の喧伝した託宣中に含まれていた

ことを示すものである。同じく仲国妻は、このような託宣のうまれる伏線として、生前の良経が後白河廟の造営に反対していた事情を吹聴している^例。

注意すべきは、そうした良経急死にまつわる情報が託宣に織り込まれたことによって、「及□」とされている点である。欠損部分には、前後の文脈から察して、先に分析した元久三年四月二一日の院御所議定に関わる語が入っていたとみて差し支えない。そうすると史料の解釈としては、良経の突然死を後白河法皇の崇りとする託宣の言詞により事件が「議」に付された、ということになる。つまり託宣が政界で重大視されるようになったのは、(a)後白河廟建立を求める主張が、(b)その直前に起こっていた良経急死事件と結びつけられたことに基因する、というのである。とすれば託宣の内容のうち、(b)の箇所のもつ意味はきわめて大きかったといわなくてはなるまい。そして、託宣の要点が(a)(b)二点にあったとすれば、事件に深く関与した家実・頼実の意図も、(a)でなく、実は(b)に置かれていたとみることはできないだろうか。

そうであれば、家実・頼実は(b)にどのような効果を求めていたのか。周知のように、近衛家と九条家との政治的対立は、すでに文治二年(一一八六)以来顕在化し、いわゆる建久七年の政変をひとつの頂点として、ますます先鋭化の度を深めていた。いっぽう、それぞれの父兼実・経宗間の確執をそのまま継受した観がある^例といわれる良経と頼実との関係も、たとえば元久二年(一二〇五)に起こった土御門天皇の女御入内をめぐる紛議^例などに示されるごとく、一段と対決色を強めていたといつてよい。このような政治的背景を念頭におきつつ、いまいちど、

・三月七日 九条良経の急死

・三月一〇日 近衛家実の摂政就任

・四月二一日 託宣をめぐる院御所議定の開催

という一連の経過を概観すると、これらは相互に関連し合っていたと想定できるであろう。

さらに、自邸の寝所で「ヤウモナクネ死ニセラレ^レ」たという良経の頓死が、当時の政界にどのような影響を与えていたのか、同時代史料の「源家長日記⁸⁰」には次のように記されている。まず、良経急死直後の光景について「(良経死去の報が——白井注)うまの時計りにこそ、始めて世にのゝしりたちて、馬車のはしりさはぐ音、世中もひびくばかりに侍し」とあり、この筆致は、現任摂政の突然死が一時的な政情不安にも陥りかねない人心の動揺を招いていたことを語っている。またそうした情勢と並行して、たとえば後鳥羽上皇と慈円との間で、故良経を偲び一五回、四四首にもおよぶ贈答の和歌が詠まれるなど、一部では良経への哀悼ムードも充満していたらしい。

しかも良経急死当夜、良経夫人(松殿基房女寿子)は春日社に参籠中のため不在、側仕えの女房たちも良経の寝所から遠く離れた位置で臥していたという。このような条件のなかで良経が頓死したとすれば、それが複雑な政情下の出来事であっただけに、当該時期において死因に関する不穏な風評の醸しだされる恐れもあったのではないだろうか⁸¹。そしてその場合、反良経勢力の主体であった家実・頼実らが、そうした憶測の格好の標的となったであろうことも推測にかたくない⁸²。

このような情況は、九条家との政権抗争にうち勝つかたちで政治の主導権を握った家実・頼実らにとって決して好ましいものではなく、むしろ今後かれらが新たな秩序を政界内に構築しようとする目的の前には、良経急死事件の衝撃を最小限に抑えることが焦眉の課題としてつきつけられていたといつてよいであろう。そして、そうした政局支配実現への指向が、家実らをして建永元年事件を巧みに利用する行動に駆りたてたのではないだろうか。すなわち家実・頼実は、廟の造営要求と、良経の死因としての後白河法皇怨霊説とを組みあわせた、かなりインパクトの強い内容の託宣を投げかけることによって、良経急死事件がもたらす衝撃をやわらげ、かつ糊塗しようとしていたと考えるのである。同じ頃、疱瘡による頓死者の多発を名目として、改元(四月二七日)や二十二社奉幣(五月四日)がおこなわれたのも、あるいは良経急死事件の影響を懸念したうえでの一連の措置とみてよいかもしれない⁸³。

このようにみてくると建永元年事件は、従来いわれているように後白河派旧勢力の怨嗟の表面化という観点からのみでなく、様々な利害関係が錯綜し、それらがある点で一致して惹起された政治事件と把握する方が妥当である。

まず丹後局は、やはり後鳥羽院政下における後白河法皇側近の不遇からくる憤懣の意思表示、およびそれに基づく法皇の靈廟創建を眼目にしていたとみてよい。次に仲国夫妻は、託宣の認可によって造営されるであろう後白河廟に「神主」として補され、「神領」を獲得しようとしていたらしい⁹⁹。そして家実・頼実にとっては、良経の急逝により九条家との暗闘という局面を脱したかれらが、以後の政局運営に指導力を発揮してゆくための態勢を創出する、すぐれて政治的色彩の濃い策計だったのではあるまいか。目前の実利を追求するものと、院政下での政治的地歩を固めようとするもの、これら全く次元の異なる思惑が交錯して、建永元年事件を建久七年事件とは異なる、より複雑な政治問題へと仕立てあげていったのであろう。

ただし家実・頼実にしてみれば、託宣問題を公卿議定に上程し、審議の場で公卿に託宣を是認する意見をのべさせ、その成果として政界に議論の種をまいたことで、すでに所期の目的はほぼ達せられていたのであり、丹後局・仲国夫妻らの企図する後白河廟の建立など究極のところ眼中になかったに等しい。したがって事件発生から約一カ月後、後白河託宣を棄却する決裁が後鳥羽上皇によってくだされても¹⁰⁰、それは家実・頼実にとって、もはや痛痒を感じるものとならなかつたのである。

おわりに

以上小稿では、従来ほとんど顧慮されることのなかった建永元年の後白河法皇託宣事件の経過を分析し、この事件には、摂政九条良経の急死にともなう政局の流動化を危惧した院政主導部が、その対応策として企てた政局操作の一

手段、という側面のあることを指摘した。

以後、政権安定を実現させた後鳥羽院政は、加速度的に権力の一局集中化を推し進めてゆく。いま、その指標として気づいている点のみを記しておく、第一に、院御所議定が国政課題一般に対処する機能をほぼ占有するようになったこと、第二に、その院御所議定が専ら後鳥羽上皇の判断を支える諮問機関として運用されるようになったこと、第三に、院御前での内議という密室性の高い政治方式が多用されるようになったこと、など公卿議定制度上の変化が挙げられる。このような変化の初例とおぼしき事象が、いずれも小稿でみた建永元年事件への対応のなかで現われていることは、事件をめぐる一連の処理が、後鳥羽専制政治の確立過程において画期をなすものであったことを示している。と同時に、そうした状況が良経の死と密接に関連して生じられたことは明白なのである。

では、このような制度的推移は、良経急死を契機として変動した政界勢力配置や、院権力の位置とどのように照応し、関わっているのだろうか。さらに、公卿議定制の大幅な改変をともなっていたとみなされる建永元年以後の国政運営の実態、また、それになりたいとする貴族層の反応はどうであったか。これらの考察は、建永元年事件（または良経急死事件）の意義をより明確にするとともに、承久の乱の前史としても重要な意義をもつこととなる。こうした問題を含め、鎌倉初期公家政権の政治過程・政治構造について、公卿議定制の制度史的展開を主軸に検討をくわえること、後日に期するところとしたい。

注

- (1) 第一章で細説するように建永元年事件の経過は、『愚管抄』・『三長記』・『猪隈関白記』・『明月記』によって断片的に記述されている。以下小稿では、『愚管抄』は岩波日本古典文学大系本、『三長記』は史料大成本、『猪隈関白記』は大日本古記録本、『明月記』は国書刊行会本を用いる。
- (2) 大隅和雄「日本中世の民衆と宗教（上）」（堀敏一他編『中世史講座 8』学生社、一九九三年、一七一頁以下）
- (3) 『愚管抄』巻六、『三長記』建永元年五月一〇日条。

(4) たとえば三浦周行「丹後局と卿局」(同『歴史と人物』東亜堂書房、一九一六年、のち林屋辰三郎・朝尾直弘編『新編歴史と人物』岩波文庫、一九九〇年に再録)、竹内理三「丹後局」(日本歴史学会編『歴史と人物』吉川弘文館、一九六四年)、西井芳子「若狭局と丹後局」(古代学協会編『後白河院』吉川弘文館、一九九三年)など。以下、各氏の見解に閑説する場合は、すべて同論文による。また最初単行論文として発表され、のちに著書に収められた論文は、後の収載書のみを記すこととする。

(5) 上横手雅敬「幕府と京都」(同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、七三頁)

(6) 『愚管抄』巻六、「皇帝紀抄」巻七(『続群書類従』三、帝王部)。

(7) 『愚管抄』巻六

(8) 上横手雅敬執筆「高階栄子」(『鎌倉室町人名事典』新人物往來社、一九八五年)

(9) 『尊卑分脈』(国史大系本)は、仲国について後白河院判官代・細工所別当光遠の子で、正五位下木工頭・後鳥羽院細工所別当とし、その妻を「後鳥羽院初度上北面」源季景の女とする。また『明月記』正治二年(一一二〇〇)・一一二月一五日条によると、仲国妻は丹後局の縁者であるという。

(10) 『猪隈関白記』元久三年四月二日条。『三長記』同日条にも、やや簡略ながら事件の発生をしめす記載がある。

(11) これが事実であることは、『明月記』正治二年(一一二〇〇)・一一二月一五日条、および柳原本『玉葉』正治三年正月三〇日条(『大日本史料』四―補遺、五三一頁)所収の託宣記事によって確認できる。ただし、これらの仲国妻による後白河託宣が、建永元年事件時のそれと同様、後白河廟の建立要求を含んでいたかといえ、何らその徴証はない。そこで明記されているのは、正治三年時における山科教成(父平業房、母丹後局)の中將任官要求のみであり、それは結果として実現した。ところが、そのさいも靈廟に関しては一切触れられていないことを思い合わせると、正治年間頃の託宣に廟の造営要求が含まれていなかった蓋然性は高いと考える。よって少なくとも、正治二年頃から建永元年に至るまで、全く同一の託宣が継続的に唱えられていたとする三浦・西井両氏の解釈には従えない。

(12) 『三長記』建永元年五月一〇日条

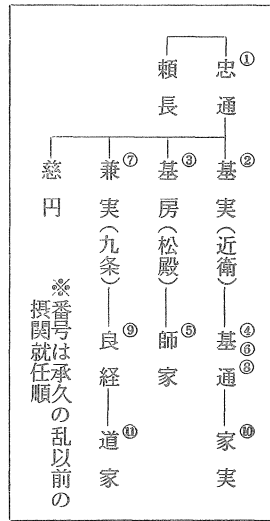
(13) 徳大寺公継の人物について論評した多賀宗準氏によると、公継は容易に所信を屈しない剛直な性情をそなえており、この託宣問題をめぐる議定において廟の造営を認めようとする大勢に従わなかったのも、その強い性格に基づく行動であったという(『太政大臣徳大寺実基及び左大臣公継について』(同『論集中世文化史 上』法蔵館、一九八五年、二四一頁)。

(14) 『愚管抄』巻六、『三長記』建永元年五月一〇日条。

建永元年の後白河法皇託宣事件について

- (15) 『愚管抄』巻六
- (16) 『明月記』建永元年五月二〇日条
- (17) 『猪隈関白記』建永元年五月二〇日条ほか
- (18) 『明月記』建永元年五月二〇日条
- (19) 『三長記』建永元年五月二三日条
- (20) 『愚管抄』巻六
- (21) 『明月記』建永元年五月二〇日条
- (22) 『愚管抄』巻六
- (23) いま試みに、『大日本史料』第四編から後鳥羽院政期における院御所議定の実施例を検索すると、三八の事例を抽出できるが、そのなかでこうした形式の議定例は他に認められない。なお、当該期公卿議定制については別稿を予定している。
- (24) 『三長記』建永元年五月一〇日条
- (25) 同右
- (26) 『明月記』建永元年五月二〇日条
- (27) 前注(14)に同じ
- (28) 大炊御門頼実が事件とどのように関わっていたのかを直接的に表示する史料はみいだせない。しかし、頼実自身かなり強く託宣を支持していたとみられることにくわえ、その妻高倉兼子が、のちに赦免されて帰京した仲国を「ウシロミ」として召し使っている状況(『愚管抄』巻六)などを勘案すると、頼実・兼子夫妻も、家実と同様、事件の当事者として参与していたのではないだろうか。増補版『大日本人名辞書 三』所収「丹後局」(内外書籍、一八八六年初版)も、建永元年事件をめぐる丹後局・兼子間の結託を推測している。なお該時期の高倉兼子は、後鳥羽上皇の乳母としてその信任を得、上皇の至近に位置し、人事権を中心に大きな権能を握っていた。この点、院奏の実態分析から後鳥羽院政の特質を「女房圍繞の政権」と捉える五味文彦「中間」(網野善彦他編『ことばの文化史(中世4)』平凡社、一九八九年)など参照。
- (29) 最近、後白河院政後半期における議定と在宅諮問との質的相違について論及した川合康氏は、公卿の参会を必要とする前者の方が、後者よりも、権力者による意見誘導の困難であったことを指摘している(『後白河院と朝廷』「古代学協会編『後白河院』吉川弘文館、一九九三年、二一〇頁)。このように議定が権力者の恣意を貫徹しにくい政治方式であったからこそ、

(30) 家実・頼実、わざわざ議定を傍聴するという異例の措置をとらざるをえなかったのではないだろうか。
『三長記』建永元年五月二〇日条。以下の論述の展開上、左に平安末・鎌倉初期における撰関家略系図を掲げておく。



(31) 『三長記』建永元年五月二三日条。ただし、この仲国妻の言説が事実であることを裏づける証跡はない。

(32) 多賀宗律「九条家の業績」(多賀前注(3)書、一七八頁)

(33) 『愚管抄』巻六。その顛末を記した同書によれば、すでに良経の嫡女立子の女御入内が内定していたところへ、頼実が妻兼子の勢威を背景に、女麗子の女御入内を競望、結局麗子に決まり良経を嘆かせたという。なお良経急死前の政局において、九条家と反九条家勢力との軋轢は抜き差しならない状態に陥っていた。この点に関する具体的な究明は、稿を改めておこないたい。

(34) 『愚管抄』巻六

(35) 『統々群書類従』一五、歌文部。

(36) 事実後世の史料には、たとえば『尊卑分脈』が「於寢所、自天井、被刺殺」と記すほか、江戸初期、幕府によって編纂された史書「統本朝通鑑」巻八五(『本朝通鑑』(『国書刊行会叢書』)なども、良経の死が暗殺によるものであったことを書き留めている。ただし、もちろんこれらは一次史料でない。

(37) 良経暗殺の張本について考証した「統本朝通鑑」巻八五は、諸説を示しつつ、そのなかから頼実・兼子夫妻による暗殺を最も信憑するにたる説としてとりあげている。

建永元年の後白河法皇託宣事件について

建永元年の後白河法皇託宣事件について

三〇

③ 『猪隈関白記』・『三長記』同日条ほか。なお、「一代要記」庚集(『改定史籍集覧』一)に「改元、依_レ執柄事也」と記されるのは、改元を良経急死事件との関わりで捉えようとする認識が、ほぼ同時代にも存在したことを示しており、私見の傍証とならう。

④ 『三長記』建永元年五月二三日条。そのほか慈円は、かつて後白河法皇に用いられていた「ミコ・カウナギ・舞・猿楽」など芸能に携わる者、あるいは「アカ金ザイク」といった手工業者も、仲国妻と連携していたことを推測している(『愚管抄』巻六)。こうした階層の関与のあったことは、「常以可_レ供_レ雑芸於_レ廟庭_ニ」(前注⑫)という託宣の内容からも窺えよう。

⑤ 上横手雅敬氏によると、後鳥羽上皇は政界内の党派的对立をそれほど重要視しておらず(同『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年、三一三頁)、したがって建永元年事件のさいも、終始中立的な立場から対応にあたっていたものと考えられる。